

提案基準 2 1 「既存建築物の再活用」	法 3 4 条 1 4 号 令 3 6 条 1 項 3 号ホ
----------------------	-----------------------------------

◎ 立地基準編第 2 章第 1 2 節 [審査基準 2] 提案基準 2 1 (P88～P90)

1 本提案基準について

(1) 本提案基準の既存建築物について

既存建築物には、第二種特定工作物（ゴルフ場を除く）の建設の用に供する目的で開発許可を受けた土地の付属建築物も対象とする。（当該付属建築物の建築確認を受けた土地の範囲に限る。）

(2) 既存建築物が既に滅失又は除却されている場合について

既存建築物がやむを得ない理由により、既に滅失又は除却されている場合、滅失又は除却後おおむね 1 年以内であれば、本提案基準を適用することができる。

なお、火災、風水害等により既存建築物が除却、滅失された場合には、当該既存建築物の再建に至る個々の事情を勘案しながら、おおむね 3 年を限度に本提案基準を適用することができる。

2 要件 1 について

「原則として 10 年以上」については、既存建築物の競売等の理由により用途変更することを余儀なくされた場合にあっては、当該建築物の建築後競売等の事実が発生するまでの期間適法に使用されていれば、当該期間が 10 年未満であっても対象とする。

3 要件 2 について

「社会経済状況の変化等によるやむを得ない事情」とは倒産、廃業、従前建築主の死亡又は発展的な新業種への参入等をいう。

4 要件 3 について

(1) 「当該市町村の土地利用計画、環境の保全、周囲の状況等に照らし支障がないもの」については、地元市町村長の意見書により確認する。

(2) 要件 3 (4) ウの「地元市町村の意見を踏まえ」については、計画されている既存建築物の用途変更が地元市町村として支障ないか否かを地元市町村長の意見書により確認する。

なお、要件 3 (4) ウの「法第 9 条第 10 項に規定する準工業地域において立地可能であり、かつ原則として自己の業務用である建築物に限る。」について、申請に係る建築物の用途が、当該市町村の条例により規制されているもの又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する風俗営業若しくは同法同条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業を目的としたものは本提案基準では取り扱わない。

(3) 「原則として自己の業務用」については、既存建築物を再活用するにあたり既存建築物の建替を伴うことなく再利用するものであって、当該既存建築物全体を事業主が賃借（使用賃借）し、自ら業務用の用途に再利用する場合に限り「自己の業務用」であることを問わないこととする。

なお、当該既存建築物を原則として 10 年以上継続して賃借（使用賃借）することが契約書により確認できること。

5 要件 6 について

(1) 「再活用にあたって、区画の変更を伴う場合」には、区画及び形質の変更を同時

に行う場合を含むものとする。

(2) 要件6 (2)について

ア 「既存建築物の敷地」には、隣接する複数の既存建築物の敷地を一つにまとめた敷地を含むものとする。

イ 「開発区域は既存建築物の敷地と同一区域であること」の運用については、本編P40提案基準6「既存宅地開発」の「2 開発区域について」を準用する。

6 留意事項アについて

「農業の用に供されている倉庫」は、耕作等を行うのに必要な農機具等を収納するための建築物であり、必ずしも都市的土地区域がなされているとは言い難い面もある。特に、その位置が集落内ではなく、農業振興地域の農用地区域内にある農地（以下「農地ゾーン」という。）に囲まれている場合は、当該倉庫及びその周辺の土地は全体として農業的土地区域がなされているとみなす必要がある。このことから、「農業の用に供されている倉庫」が農地ゾーンに囲まれているとみなされる場合は、許可の対象としないこととする。なお、立地場所が農地ゾーンに囲まれているとみなされるか否かについて図1, 2, 3, 4に参考例を示す。

図1：農地ゾーンに囲まれているとみなされる場合の例

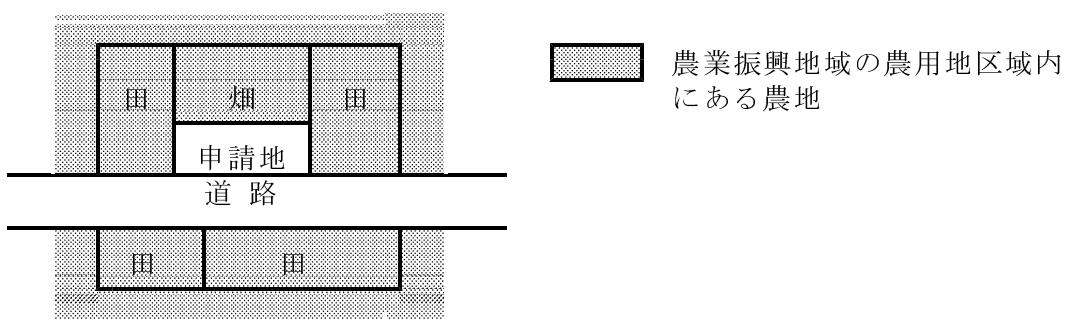


図2：農地ゾーンに囲まれていないとみなされる場合の例

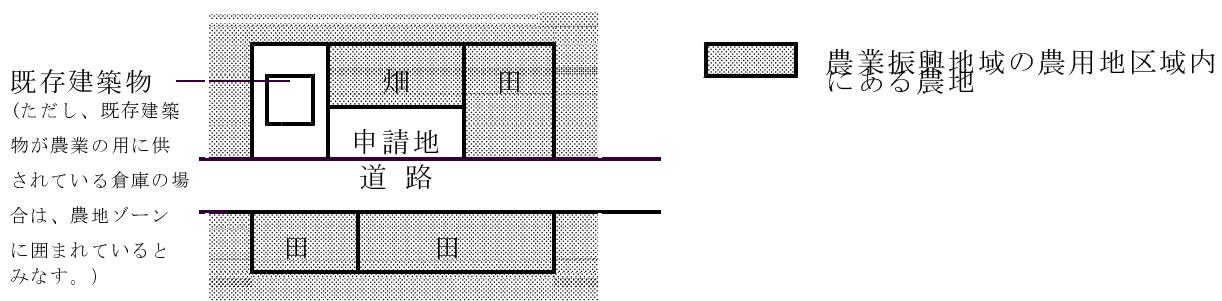


図3：農地ゾーンに囲まれていないとみなされる場合の例

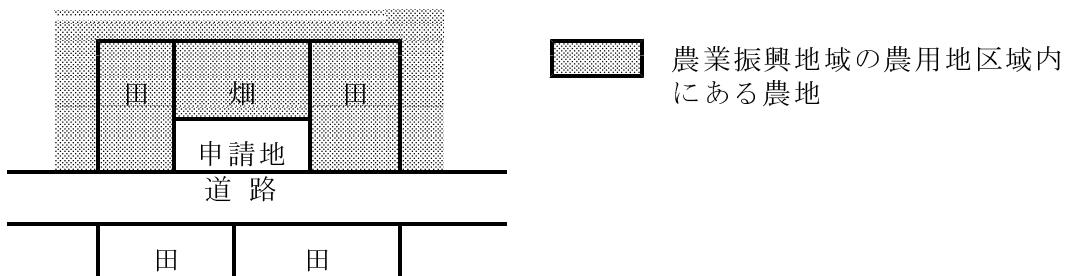
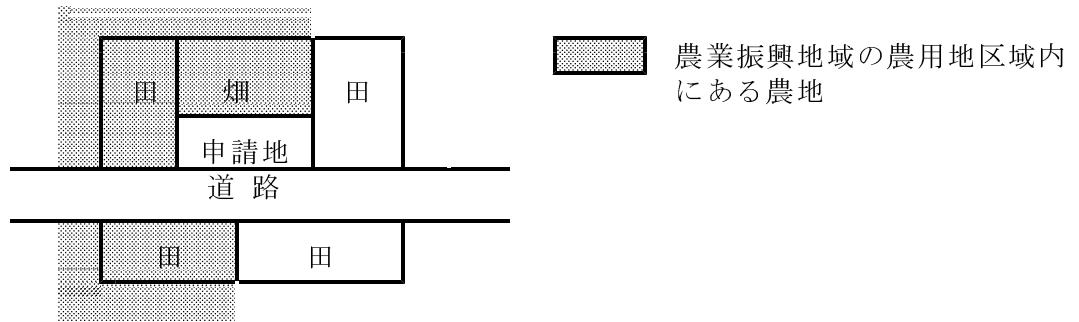


図4：農地ゾーンに囲まれていないとみなされる場合の例



## 7 提出図書について

- (1) 要件4(1)（開発行為がある場合を除く。）に該当する場合は、開発（建築）行為事前協議制度で定める図書のうち、ク（建物平面図 建物立面図）を、要件4本文及び要件4(1)を満たす建築計画を行う旨の説明書にかえることができる。
- (2) 要件6(2)に該当する場合は、開発（建築）行為事前協議制度で定める図書のうち、ク（建物平面図 建物立面図）を、それぞれの敷地について要件6(2)イを満たす建築計画を行う旨の説明書にかえることができる。